（安全統括管理者）

第十条の四　一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならない。

一　当該事業の用に供する船舶が総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）二十トン未満の船舶（以下「小型船舶」という。）以外の船舶及び小型船舶である場合　第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

二　当該事業の用に供する船舶が小型船舶以外の船舶のみである場合　第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

三　当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合　第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

2　安全統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針を決定すること。

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制を整備すること。

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法を確立し、及び改善すること。

四　その他事業における安全管理体制の確保を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3　小型船舶をその事業の用に供する一般旅客定期航路事業者が選任した安全統括管理者は、前項に定めるもののほか、当該小型船舶に船長として乗船しようとする者が次に掲げる要件に適合することの確認を行わなければならない。

一　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十八条の四又は第百十八条の五第一項の規定による特定教育訓練を修了した者であること。

二　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十五第一項に規定する乗船基準に定める小型船舶操縦者として当該小型船舶に乗船することができる小型船舶操縦士であること。

4　一般旅客定期航路事業者は、第一項の規定により安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（安全統括管理者等の義務）

第十条の五　安全統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2　一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者に対し、前条第二項各号に掲げる職務を行い、及び同条第三項の確認を行うため必要な権限を与えなければならない。

3　一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

（運航管理者）

第十条の六　一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。

一　運航を管理させる船舶が小型船舶以外の船舶である場合　第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

二　運航を管理させる船舶が小型船舶である場合　第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

2　運航管理者は、次に掲げる職務を行う。

一　船舶の運航に関する計画を策定すること。

二　前号の計画の安全な実施を確保するために必要な従業者を配置することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航体制を整備すること。

三　気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航の中止を指示することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航管理を実施すること。

四　その他事業の用に供する船舶の運航の適切な管理を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3　一般旅客定期航路事業者は、第一項の規定により運航管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（運航管理者等の義務等）

第十条の七　運航管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2　一般旅客定期航路事業者は、運航管理者がその職務を行つている間は、当該運航管理者を船舶に乗り組ませてはならない。ただし、当該事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合であつて、当該一般旅客定期航路事業者が、国土交通省令で定めるところにより、当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者（船舶に乗り組んでいない者に限る。）を配置しているときは、この限りでない。

3　一般旅客定期航路事業者は、運航管理者に対し、前条第二項各号に掲げる職務を行うため必要な権限を与えなければならない。

4　一般旅客定期航路事業者は、運航管理者がその職務として行う助言を尊重しなければならない。

5　一般旅客定期航路事業者の従業者は、運航管理者が気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航を中止するよう指示をしたときは、これに従わなければならない。

（安全統括管理者及び運航管理者の解任命令）

第十条の八　国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第十二条第三号中「第九条」を「第八条」に改める。

第十七条第二号中「（昭和二十二年法律第百号）」及び「（昭和二十六年法律第百四十九号）」を削る。

第十九条第一項中「の各号」を削り、同条第二項中「、安全管理規程の遵守」を削る。

第十九条の四から第十九条の六の三までを削る。

第十九条の三の見出しを削り、同条第二項中「並びに第五条の規定は、前項の許可」を「、第五条、第十条から第十一条まで、第十六条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第十九条の三並びに第十九条の四の規定は、前項の許可及び特定旅客定期航路事業」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

第十九条の三第三項を削り、同条を第十九条の六とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款　対外旅客定期航路事業

第十九条の二の四第一項中「以下」を「次項において」に、「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条を第十九条の五とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款　特定旅客定期航路事業